

みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、各行政区の公民館及び集会所（以下「区公民館等」という。）の建設、増築、改築、改修又は修繕に係る事業（以下「建設等事業」という。）に対して、その事業費の一部を助成し、もって地域住民の集会場所の確保及び社会教育の振興充実等に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 建設 新たに区公民館等を建築すること又は既存の区公民館等の全部を除去し建て替えることをいう。
- （2） 増築 既存の区公民館等の床面積を増加させることをいう。
- （3） 改築 既存の区公民館等の一部を建て替えることをいう。
- （4） 改修 既存の区公民館等の床面積に変動を生じずに、区公民館等の機能を向上させることをいう。
- （5） 修繕 既存の区公民館等の床面積に変動を生じずに、区公民館等の機能を原状回復させることをいう。

（補助金の交付対象）

第3条 補助の対象は、区公民館等の建物本体及び倉庫に係る屋根、壁、床、基礎等の建築工事並びに建物本体に係る空調設備、給排水衛生設備（浄化槽工事を含む。）、換気設備、ガス設備、電気設備等の附帯設備工事とする。ただし、次に掲げるものは、補助の対象外とする。

- （1） 駐車場、駐輪場、ゴミ置場、塀、柵、植樹、水路等の外構工事
- （2） 電化製品、家具、食器、美術品等の動産類の備品及び消耗品の購入
- （3） 土地の取得、造成及び建設工事等の設計に関する費用
- （4） 国、県又はその他団体の補助事業で建設する区公民館等の建設工事

（補助金の額及び回数）

第4条 補助金の額は、当該年度に定められた予算の範囲内で、次により算出した金額とする。ただし、算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 区公民館等を新たに建設しようとする事業については、補助対象となる事業費の30パーセント以内又は延べ床面積に1平方メートル当たり3万円を乗じた額のいずれか低い額とし、最高限度額は500万円とする。

(2) 区公民館等を増築し、改築し、改修し、又は修繕しようとする事業については、補助対象となる事業費の30パーセント以内とし、最高限度額は200万円とする。ただし、補助対象となる事業費が10万円以上である事業に限るものとする。

2 1行政区当たりの補助金の交付は、1会計年度に1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、申請内容を変更しようとするときは、速やかにみやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金実績報告書（様式第6号）に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、その内容が適正と認めるときは補助金の額を確定し、みやこ町区公民館(集会所)建設等事業補助金額確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、補助金の交付の請求をするときは、みやこ町区公民館(集会所)建設等事業補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、申請者に対して、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(みやこ町公民館(集会所)建設補助金交付規程の廃止)

- 2 みやこ町公民館(集会所)建設補助金交付規程(平成19年みやこ町告示第10号)は、廃止する。

(1) 事業概要

① 公民館（集会所）の名称	公民館（集会所）
② 事業の種類	建設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 改修 ・ 修繕
③ 施工場所	みやこ町
④ 公民館（集会所）の概要	構造： 造 規模： 階、延べ床面積 m ²
⑤ 工事概要	
⑥ 工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
⑦ 工事施工者	

(2) 収支計画

補助対象 事業費（円）	負担区分（円）		
	町補助金	区負担	その他（融資等）

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 公民館（集会所）建設等事業補助金
について、下記のとおり交付しないことに決定したので、みやこ町区公民館（集会所）
建設等事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付しない理由

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 行政区名
代表者氏名

みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 公民館（集会所）
建設等事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更交付申請額

(1) 変更前	補助対象事業費	_____円
		(うち消費税 _____円)
	補助金交付申請額	_____円
(2) 変更後	補助対象事業費	_____円
		(うち消費税 _____円)
	補助金交付申請額	_____円

2 事業概要 別紙のとおり

3 添付書類

変更内容が確認できる資料

(1) 事業概要

① 公民館（集会所）の名称	公民館（集会所）
② 事業の種類	建設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 改修 ・ 修繕
③ 施工場所	みやこ町
④ 公民館（集会所）の概要	構造： 造 規模： 階、延べ床面積 m ²
⑤ 工事概要	
⑥ 工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
⑦ 工事施工者	

(2) 収支計画

補助対象 事業費（円）	負担区分（円）		
	町補助金	区負担	その他（融資等）
（変更前）			
（変更後）			

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 公民館（集会所）建設等事業補助金について、下記のとおり交付を決定したので、みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 変更前	補助対象事業費	_____ 円
		（うち消費税 _____ 円）
	補助金交付決定額	_____ 円
2 変更後	補助対象事業費	_____ 円
		（うち消費税 _____ 円）
	補助金交付決定額	_____ 円

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 行政区名
代表者氏名

みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定（変更交付決定）のあった
公民館（集会所）建設等事業補助金について、下記のとおり補助事業が完了し
たので、みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金交付要綱第9条の規定により報
告します。

記

- 1 補助対象事業費 _____ 円（うち消費税 _____ 円）
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 事業実績及び収支決算 別紙のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 工事写真
 - (2) 工事施工者への支払を証する資料（領収書の写し等）
 - (3) その他（ _____ ）

(1) 事業実績

① 公民館（集会所）の名称	公民館（集会所）
② 事業の種類	建設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 改修 ・ 修繕
③ 施工場所	みやこ町
④ 公民館（集会所）の概要	構造： 造 規模： 階、延べ床面積 m ²
⑤ 工事概要	
⑥ 工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
⑦ 工事施工者	
⑧ 完了年月日	年 月 日
⑨ 工事施工者への支払年月日	年 月 日

(2) 収支決算

補助対象 事業費（円）	負担区分（円）		
	町補助金	区負担	その他（融資等）
(交付決定)			
(実績)			

年 月 日

みやこ町長 様

行政区名

代表者氏名



みやこ町区公民館（集会所）建設等事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金額確定通知のあった
公民館（集会所）建設等事業補助金について、みやこ町区公民館（集会所）建設
等事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名		支店名	支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			